

第一五七回

閣第一号

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の一」を「百分の二」に、「百分の五又は百分の七」を「百分の六又は百分の八」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

第十八条第二項中「五千八百八十円」を「五千七百八十円」に改める。

第二十五条第三項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表（第四条 第六条、第八条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	号俸	指定職
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円		円
	1	240,700	327,400	364,400	405,800	458,900	1	573,000
	2	249,500	338,400	377,600	419,200	474,600	2	636,000
	3	260,000	349,600	390,700	432,600	490,300	3	704,000
	4	269,800	360,900	403,600	446,100	506,100	4	783,000
	5	282,700	372,400	416,500	459,600	521,500	5	843,000
	6	292,500	383,800	429,200	472,900	536,900	6	906,000
	7	304,100	394,600	441,900	485,900	552,200	7	991,000
	8	314,200	405,100	454,600	498,300	567,500	8	1,069,000
	9	324,700	415,500	467,200	510,500	582,700	9	1,146,000
	10	335,500	425,800	479,100	522,200	597,900	10	1,227,000
	11	346,200	436,100	489,700	532,700	610,100	11	1,301,000
	12	357,100	446,300	500,100	542,300	618,000		
	13	367,900	455,800	508,500	550,400	625,500		
	14	378,600	464,500	515,700	558,000	632,200		
	15	389,000	470,900	522,900	562,800	637,300		
	16	399,300	476,900	527,600				
	17	409,100	481,200	532,200				
	18	418,800	485,400	536,900				
	19	428,000	489,600					
	20	435,800	493,800					
	21	441,700	498,000					
	22	446,900						
	23	451,400						
24	455,600							

	25	459,700						
再任用職員		338,200	365,000	403,000	441,600	499,900		

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の分	階級	陸将	陸将補	1等陸佐			2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	
		海将	海将補	1等海佐			2等海佐	3等海佐	1等海尉	
		空将	空将補	1等空佐			2等空佐	3等空佐	1等空尉	
号俸	俸給月額	俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額
		(一)	(二)	(三)	(一)	(二)	(三)			
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		573,000	573,000	480,800	441,000	423,300	374,000	341,200	319,100	274,500
2		636,000	636,000	496,700	454,200	436,000	385,300	351,900	329,500	284,500
3		704,000	704,000	512,600	467,400	448,900	397,900	363,700	340,000	296,000
4		783,000	783,000	528,200	480,800	462,000	410,900	374,000	350,700	306,000
5		843,000	843,000	543,700	494,200	474,600	423,300	385,300	361,600	315,900
6		906,000	906,000	559,200	507,600	486,900	435,900	397,900	372,600	326,000
7		991,000	991,000	574,400	522,000	498,400	448,800	409,400	383,700	336,100
8		1,069,000		588,900	536,400	508,800	461,900	420,900	394,900	346,100
9		1,146,000		603,400	550,700	519,200	474,400	432,100	405,800	356,000
10		1,227,000		614,800	563,900	529,600	485,900	443,100	416,500	365,800
11		1,301,000		623,400	576,800	539,800	496,400	453,900	427,100	375,300
12				632,000	589,200	549,600	506,000	464,600	437,500	384,600
13				640,500	598,400	558,000	515,300	475,200	447,800	393,700
14				649,000	604,200	565,800	521,900	485,600	458,100	402,700
15					610,200	570,800	528,700	495,100	468,100	411,400
16					616,200	575,800	533,800	504,100	474,400	420,200
17						580,800	538,800	510,400	480,200	428,700
18						585,800	543,700	516,900	484,800	436,800
19						590,800	548,600	522,000	489,400	444,300
20							553,400	527,000	494,000	450,200
21							558,200	531,900	498,600	455,400
22							563,000	536,800	503,300	459,900
23							567,800	541,600	508,000	464,300
24								546,400	512,700	468,700
25								551,200	517,500	473,100
26								556,000	522,300	477,500

302,400	293,600	293,300	286,600	282,600	272,600	251,400				
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--	--	--	--

備考（一） 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者
で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、
陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給を支給する
ものとする。

（二） この表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給の支
給を受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占め
る者で政令で定めるものとする。

（三） この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に
定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する
国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「並びに第十一条の六第一項及び第二項」を「、第十一条の六第
一項及び第二項並びに第十一条の七第一項及び第二項」に、「第三項並びに第十一
条の七第一項」を「第三項」に、「第十一条の七中」を「第十一条の七第二項及び第三
項中」に改める。

第二十五条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十、」に、「百分の百七
十」を「百分の百六十、」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の
百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、
その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第八項の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。

（俸給の切替え）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の俸給月額、附則
第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（防
衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項に規定する特
定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究
員（次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。）にあっては、一般
職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）
第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法
律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下こ
の項において同じ。）又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあって
は法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、
一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐

の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

- 3 前項の規定により施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。附則第八項において「一般職給与法」という。)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十二号。附則第六項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等)

- 4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

(施行日前の異動者の俸給月額等の調整)

- 5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

- 6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 7 法第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)附則第五項及び第六項の規定の適用については、一般職給与改正法附則第五項第一号中「及び特地勤務手当(給与法第十三条の三の規定による手当を含む。)」とあるのは「、特地勤務手当(給与法第十三条の三の規定による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備

隊員手当及び営外手当」と、一般職給与改正法附則第六項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

（調整手当に関する経過措置）

- 8 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の法第十四条第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の法第十四条第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、一般職給与改正法附則第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第八項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第七項」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

- 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。